

一般財団法人大阪デザインセンター評議員、役員報酬等規程

制定 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 3 月 29 日
改正 平成 30 年 3 月 13 日
最近改正 令和 5 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人大阪デザインセンター(以下「本センター」という。)の定款第 13 条及び第 26 条の規定に基づき、評議員、役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、役員のうち本センターを主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として評議員及び役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(評議員に対する報酬の支給)

第 3 条 評議員が評議員会に出席するときは、一日当たり10,000円(源泉徴収税額控除後)の報酬を支払う。

(役員に対する報酬の支給)

第4 条 本センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 本センターの常勤役員の年間報酬は、700万円以内で理事長が決定する。
- 3 本センターの非常勤役員の職務執行の対価として、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、次項及び第5項に定める額の報酬を支給することができる。
- 4 非常勤役員が、理事会又は評議員会に出席するときは、一日当たり10,000円(源泉徴収税額控除後)の報酬を支払う。
- 5 前項の規定にかかわらず、弁護士又は公認会計士である非常勤役員が、理事会又は評議員会に出席するときは、一日当たり20,000円(源泉徴収税額控除後)の報酬を支払う。
- 6 役員に対して、退職手当は支給しない。

(旅費交通費)

第 5 条 役員に支払う旅費交通費は、実費精算による。但し、評議員会、理事会および大阪デザインセンター等における打合せに出席する際の旅費交通費は支給しない。

2 常勤役員に支払う旅費交通費は、一般財団法人大阪デザインセンター旅費規則に準じる。

(その他の経費)

第 6 条 役員が職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、平成 28 年 3 月 29 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、平成 30 年 3 月 13 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、令和 5 年 3 月 29 日から適用する。